



県章

滋賀県公報

令和4年(2022年)
3月22日
第293号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 規 則	
※滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (住宅課)	1
○ 告 示	
青少年に有害な図書等の指定 (子ども・青少年局)	2
道路区域の変更 (道路保全課)	3
都市計画事業の変更の認可 (都市計画課)	3
○ 公 告	
都市計画決定の図書の写しの縦覧公告 (都市計画課)	4
都市計画変更の図書の写しの縦覧公告 (都市計画課)	4
○ 土 木 事 務 所 公 告	
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 (東近江)	6
○ 人 事 委 員 会 規 則	
※職員等の給与の支給等に関する規則および職員の級別職務に関する規則の一部を改正する規則	6
○ 公 安 委 員 会 規 則	
※滋賀県地方警察職員の定員の配置に関する規則の一部を改正する規則 (警務課)	7
○ 雑 報	
環境影響評価書の縦覧公告	8

規 則

滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月22日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第6号

滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例施行規則(昭和35年滋賀県規則第20号)の一部を次のように改正する。

第1条の4第1項中第5号を第8号とし、第4号の次に次の3号を加える。

- (5) 犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)第2条第2項に規定する犯罪被害者等で当該犯罪等により現に住宅に困窮していることが明らかであると知事が認めるもの
- (6) 更生保護法(平成19年法律第88号)第48条に規定する保護観察対象者もしくは売春防止法(昭和31年法律第118号)第26条第1項の規定により保護観察に付されている者(第2条第3項第5号においてこれらの者を「保護観察対象者等」という。)または更生保護法第85条第1項(売春防止法第31条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する更生緊急保護を受けている者(同号において「更生緊急保護対象者」という。)
- (7) 次のいずれかに該当する者であつて、22歳以下のもの
 - ア 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う住居(第2条第3項第6号において「自立援助ホーム」という。)に入居していた者
 - イ 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により、同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者もしくは同法第6条の4に規定する里親(同条第2号に規定する養子縁組里親を除く。)(第2条第3項第6号においてこれらの者を「小規模住居型児童養育事業者等」という。)に委託されていた者または同法第41条に規定する児童養護施設、同法第43条の2に規定する児童心理治療施設もしくは同法第44条に規定する児童自立支援施設(同号においてこれらを「児童養護施設等」という。)に入所していた者

第2条第3項第4号中「第1条の4第1項第5号」を「第1条の4第1項第8号」に改め、同号を同項第7号とし、同項第3号の次に次の3号を加える。

- (4) 第1条の4第1項第5号に掲げる者 犯罪捜査規範(昭和32年国家公安委員会規則第2号)第61条第1項の規定により被害届が受理されたことを証する書類
- (5) 第1条の4第1項第6号に掲げる者 保護観察所長の証明書その他保護観察対象者等または更生緊急保護対象者であることを証する書類
- (6) 第1条の4第1項第7号に掲げる者 同号アに掲げる者にあつては自立援助ホームの管理者の証明書、同号イに掲げる者のうち小規模住居型児童養育事業者等に委託されていた者にあつては小規模住居型児童養育事業者等の証明書、同号イに掲げる者のうち児童養護施設等に入所していた者にあつては児童養護施設等の施設長の証明書

第2条の2第2項中「第5号」を「第8号」に改める。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

告 示

滋賀県告示第115号

滋賀県青少年の健全育成に関する条例(昭和52年滋賀県条例第40号)第11条第1項の規定に基づき、青少年に有害な図書等として次のとおり指定した。

令和4年3月22日

滋賀県知事 三日月 大 造

指定番号	種 類	名 称	発 行 所 等	理 由
1	図 書	「裏モノ J A P A N」読書投稿傑作選 本当にエロい実話 E x i t i n g	株式会社鉄人社	著しく青少年の性的感情を刺激し、または粗暴性、残虐性を助長するなど、その健全な育成を阻害するおそれがある。また、著しく青少年の犯罪または自殺を誘発するおそれがある。
2	雑 誌	ヤバすぎる裏ワザベストカタログ(別冊付録 家電・PC・ガジェットの凄ワザ大全)	株式会社三オブックス	
3	図 書	アリエナイ理科別冊アリエナイ工作事典	株式会社三オブックス	
4	図 書	新・男のエロ知恵160	株式会社鉄人社	
5	雑 誌	裏テレビ活用テクニク16(別冊付録 裏テレビ超受信バイブル)	株式会社三オブックス	
6	雑 誌	激ヤバ!裏グッズ®カタログ	株式会社コスミック出版	
7	コミック	まんが 告発!許せない人DX	株式会社コアマガジン	
8	コミック	まんが あなたの知らないニッポン絶望社会DX	株式会社コアマガジン	
9	雑 誌	裏モノ J A P A N 2022 2月号	株式会社鉄人社	
10	雑 誌	実話ナックルズ G O L D Vol. 23	株式会社大洋図書	
11	コミック	まんが あなたのとなりの闇世界DX	株式会社コアマガジン	
12	コミック	まんが 理不尽すぎる現実 異常な国ニッポンDX	株式会社コアマガジン	
13	雑 誌	激しい嫉妬心と焦燥感に駆られる名作がズラリ!寝取られエロゲー	マイウェイ出版株式会社	
14	雑 誌	最高にエロい抜きゲーはコレだ!	マイウェイ出版株式会社	

滋賀県告示第116号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和4年3月22日から令和4年4月5日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月22日

滋賀県知事 三日月 大造

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
県道	中里山上日野線	蒲生郡日野町大字中之郷字櫻臺1507番1地先から	変更後	最小 19.5m ∟ 最大 24.7m	5.9m	道路改良工事に伴う道路区域の変更
		蒲生郡日野町大字中之郷字櫻臺1507番1地先まで	変更前	最小 17.1m ∟ 最大 21.1m		
国道	365号	長浜市余呉町中河内字小峯977番地先から	変更後	最小 9.2m ∟ 最大 81.3m	2887.7m	旧道区間の長浜市への移管(令和4.4.1)に伴う道路区域の変更 なお、現道の供用は従前のとおり
		長浜市余呉町椿坂字上り尾381番4地先まで	変更前	最小 9.2m ∟ 最大 81.3m	2887.7m	
				最小 6.0m ∟ 最大 65.1m	3728.4m	

滋賀県告示第117号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、平成27年滋賀県告示第101号で認可した大津湖南都市計画道路事業の事業計画の変更を令和4年3月22日に認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和4年3月22日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 施行者の名称 守山市および栗東市
- 2 都市計画事業の種類および名称 大津湖南都市計画道路事業 都市計画道路3・4・87号大門野尻線
- 3 事業施行期間 平成27年3月31日から令和9年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし

公 告

都市計画決定の図書の写しの縦覧公告

米原市が令和4年3月22日に決定した彦根長浜都市計画ごみ処理場に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和4年3月22日

滋賀県知事 三日月 大 造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県長浜土木事務所管理調整課 長浜市平方町1152-2

都市計画決定の図書の写しの縦覧公告

長浜市が令和4年3月22日に決定した彦根長浜都市計画ごみ処理場に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和4年3月22日

滋賀県知事 三日月 大 造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県長浜土木事務所管理調整課 長浜市平方町1152-2

都市計画変更の図書の写しの縦覧公告

米原市が令和4年3月22日に変更した彦根長浜都市計画汚物処理場に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和4年3月22日

滋賀県知事 三日月 大 造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県長浜土木事務所管理調整課 長浜市平方町1152-2

都市計画変更の図書の写しの縦覧公告

米原市が令和4年3月22日に変更した彦根長浜都市計画ごみ焼却場に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和4年3月22日

滋賀県知事 三日月 大 造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県長浜土木事務所管理調整課 長浜市平方町1152-2

都市計画変更の図書の写しの縦覧公告

米原市が令和4年3月22日に変更した米原東北部都市計画汚物処理場に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和4年3月22日

滋賀県知事 三日月 大 造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県長浜土木事務所管理調整課 長浜市平方町1152-2

都市計画変更の図書の写しの縦覧公告

米原市が令和4年3月22日に変更した米原東北部都市計画ごみ焼却場に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和4年3月22日

滋賀県知事 三日月 大 造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県長浜土木事務所管理調整課 長浜市平方町1152-2

都市計画変更の図書の写しの縦覧公告

米原市が令和4年3月22日に変更した米原東北部都市計画ごみ処理場に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和4年3月22日

滋賀県知事 三日月 大 造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県長浜土木事務所管理調整課 長浜市平方町1152-2

都市計画変更の図書の写しの縦覧公告

長浜市が令和4年3月22日に変更した彦根長浜都市計画汚物処理場に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和4年3月22日

滋賀県知事 三日月 大 造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県長浜土木事務所管理調整課 長浜市平方町1152-2

都市計画変更の図書の写しの縦覧公告

長浜市が令和4年3月22日に変更した彦根長浜都市計画ごみ焼却場に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和4年3月22日

滋賀県知事 三日月 大 造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県長浜土木事務所管理調整課 長浜市平方町1152-2

都市計画変更の図書の写しの縦覧公告

長浜市が令和4年3月22日に変更した長浜北部都市計画汚物処理場に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和4年3月22日

滋賀県知事 三日月 大 造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県長浜土木事務所管理調整課 長浜市平方町1152-2

都市計画変更の図書の写しの縦覧公告

長浜市が令和4年3月22日に変更した長浜北部都市計画ごみ焼却場に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和4年3月22日

滋賀県知事 三日月 大造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県長浜土木事務所管理調整課 長浜市平方町1152-2

都市計画変更の図書の写しの縦覧公告

長浜市が令和4年3月22日に変更した長浜北部都市計画ごみ処理場に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和4年3月22日

滋賀県知事 三日月 大造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県長浜土木事務所管理調整課 長浜市平方町1152-2

土木事務所公告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和4年3月22日

滋賀県東近江土木事務所長 平松 良哉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
蒲生郡日野町大字十禅師404番地 三輪和義	蒲生郡日野町大字十禅師字西里403番の一部	450.40㎡	令和4.3.10	000545

人事委員会規則

職員等の給与の支給等に関する規則および職員の級別職務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月22日

滋賀県人事委員会委員長 曾根 寛

滋賀県人事委員会規則第2号

職員等の給与の支給等に関する規則および職員の級別職務に関する規則の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「国際犯罪対策室長」を「捜査支援分析室長」に改める。

- (1) 職員等の給与の支給等に関する規則(昭和32年滋賀県人事委員会規則第5号)別表第1警察の項
- (2) 職員の級別職務に関する規則(昭和61年滋賀県人事委員会規則第18号)別表2警察職給料表の表付則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会規則

滋賀県地方警察職員の定員の配置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月22日

滋賀県公安委員会委員長 高橋啓子

滋賀県公安委員会規則第6号

滋賀県地方警察職員の定員の配置に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県地方警察職員の定員の配置に関する規則(昭和29年滋賀県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

警察職員定員配置表

所 属 別		区 分	警 察 官		一 般 職 員		合 計
			警 察 官	一 般 職 員			
警 察 本 部	警 務 部	総 務 課	8	4	12		
		会 計 課	4	24	28		
		警 務 課	110	27	137		
		企 画 教 養 課	11	1	12		
		警 察 県 民 セ ン タ ー	8	3	11		
		情 報 管 理 課	10	18	28		
		厚 生 課	1	10	11		
		監 察 官 室	20		20		
	生 活 安 全 部	生 活 安 全 企 画 課	20	4	24		
		地 域 課	19	5	24		
		通 信 指 令 課	24	1	25		
		少 年 課	18	11	29		
		生 活 環 境 課	15		15		
		サイバー犯罪対策課	18	2	20		
		機 動 警 察 隊	41	1	42		
	刑 事 部	刑 事 企 画 課	23	2	25		
		捜 査 第 一 課	45	2	47		
		捜 査 第 二 課	35	1	36		
		組 織 犯 罪 対 策 課	39	4	43		
		鑑 識 課	21	8	29		
		科 学 捜 査 研 究 所	1	20	21		
		機 動 捜 査 隊	22	1	23		
	交 通 部	交 通 企 画 課	13	2	15		
		交 通 規 制 課	11	7	18		
		交 通 指 導 課	24	5	29		
		運 転 免 許 課	25	38	63		
		交 通 機 動 隊	21	1	22		
高 速 道 路 交 通 警 察 隊		75	2	77			
警 備 部	警 備 第 一 課	67	3	70			
	警 備 第 二 課	16	3	19			
	機 動 隊	36	1	37			

	警 察 学 校	103	3	106
	小 計	904	214	1,118
警 察 署	大 津	257	13	270
	草 津	193	11	204
	守 山	103	7	110
	甲 賀	124	9	133
	近 江 八 幡	94	6	100
	東 近 江	145	8	153
	彦 根	128	8	136
	米 原	60	5	65
	長 浜	100	6	106
	木 之 本	38	4	42
	高 島	58	5	63
	大 津 北	78	7	85
	小 計	1,378	89	1,467
	合 計	2,282	303	2,585

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

雑 報

環境影響評価書の縦覧公告

滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号）第19条第2項の規定に基づき、湖北広域行政事務センター新一般廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価書を作成し、滋賀県知事および長浜市長に送付しましたので、同条例第22条第2項の規定に基づき次のとおり公告し、当該環境影響評価書を縦覧に供します。

令和4年3月22日

- 1 公告する事業者 湖北広域行政事務センター 管理者 若林正道
- 2 事業者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地 湖北広域行政事務センター 管理者 若林正道 長浜市八幡中山町200番地
- 3 対象事業の名称等
 - (1) 名称 湖北広域行政事務センター新一般廃棄物処理施設整備事業
 - (2) 種類 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設であって焼却により処理する施設の設置の事業（滋賀県環境影響評価条例別表第6号）
 - (3) 規模 145トン/日
- 4 対象事業実施区域 長浜市木尾町字込田
- 5 環境影響評価書の縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室（大津市京町四丁目1番1号）

滋賀県湖北環境事務所（長浜市平方町1152-2）

米原市市民部自治協働課（米原市米原1016）

長浜市市民生活部環境保全課（長浜市八幡東町632）

長浜市市民生活部浅井支所（長浜市内保町2490-1）

湖北広域行政事務センター 事務局（長浜市八幡中山町200番地）

なお、湖北広域行政事務センターホームページ（<http://www.kohoku-kouiki.jp/>）でも電子縦覧を行っています。
- 6 環境影響評価書の縦覧の期間および時間 令和4年3月22日から令和4年4月21日までの各縦覧場所における執務時間内
- 7 この公告で示した事項に係る問合せ先 湖北広域行政事務センター 施設整備課 電話 0749-62-7146 担当 福山、森